

一般競争入札公告

令和4年7月15日
社会福祉法人 みらい工房
理事長 平井 晋也

社会福祉法人 みらい工場の発注する「(福) みらい工房「きくま」(仮称) 新築工事」について、下記の通り一般競争入札を公告します。

記

1、工事概要

- (1) 工事名称 (福) みらい工房「きくま」(仮称) 新築工事
- (2) 工事場所 千葉県市原市菊間字田中前西川田 1277 番地他
- (3) 工事種別 新築工事
- (4) 工事内容 建築工事一式
- (5) 工事期間 令和4年工事請負契約日から令和5年3月20日まで
- (6) 建物概要 構造規模：木造平屋建て（その他の建築物）
建物用途：障がい者福祉施設
敷地面積：2594.75㎡
建築面積：605.34㎡
延床面積：580.08㎡

2、入札方法

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 入札予定価格 有（非公開）
- (3) 最低制限価格 有（非公開）
- (4) 入札保証金 無（免除）

3、入札参加資格

次に掲げる条件を満たしているものとする。

- (1) 建設業法3条の規定に基づき建築工事業に係る許可を受けているものであること。
- (2) 会社再生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者。
- (3) 反社会勢力と何ら関係のないもの。
- (4) 当方人の理事長及び理事、若しくはこれらの者の親族が役員に就いている業者等、当法人と特別の利害関係を要する者でない事。

- (5) 県内に本店がある者。
- (6) 当該工事に、一級建築士又は二級建築士の資格を有する者を専任で配置できる者。

4、入札参加資格提出資料に提出

- (1) 受付期間 公告日から令和4年7月21日17時まで（土日祭日を除く）
- (2) 提出書類
 - 一般競争入札参加希望表
 - 建設業許可について（通知）書の写し
 - ※書式は、下記の問い合わせ先に電子メールで請求のこと。
 - ※提出書類は返却いたしません。
- (3) 提出方法
 - 入札希望の方は(1)の期日までにメールで申し込みを行い、原本は速やかに郵送すること。
- (4) 提出・問い合わせ先
 - 社会福祉法人 みらい工房
 - 〒260-0813 千葉県千葉市中央区生実町1821-1
 - TEL：043-488-4649 FAX：043-488-4139
 - メール：soumu@mirai-kobo-or.jp 担当者：久保田 智大
 - ※問い合わせ時間は、9時から17時とまでとする。（土日祭日を除く）

5、一般競争入札参加資格等設計図書の配布

- (1) 入札参加者資格等審査後、全ての業者の参加資格の有無についてメールで通知する。
- (2) 入札参加資格が有りと確認された業者には、設計図書（図面・仕様書・質問表等）をメールにて送付する。現場説明会は行わない。
- (3) 設計図書に質疑がある場合は下記期日までに上記のメールアドレスへ送付する。
 - ①質疑期限 令和4年7月28日（木）17時まで
 - ②回答期限 令和4年8月2日（火）までにメールにより通知する。

6、入札日程等

- (1) 公 告 日 : 令和4年7月15日（金）
- (2) 参加資格申請締切日 : 令和4年7月21日（木）17時まで
- (3) 参加資格通知日 : 令和4年7月25日（月）
- (4) 設計図書等配布日 : 令和4年7月25日（月）
- (5) 質疑書締切日時 : 令和4年7月28日（木）17時まで

(6) 質疑回答日 : 令和4年8月 2日 (火)

(7) 入 札 日

① 日 時 : 令和4年 8月8日 (月) 10時から
(9時45分から9時59分までに受付を完了する事)

②入札場所 : みらい工房
(〒260-0813 千葉県千葉市中央区生実町 1821-1)

③入札方法 : 入札書を封筒に入れ、厳封の上、入札箱に投函

④開 札 : 入札後即開封

7、入札にあたっての注意事項

- (1) 代理人に入札させる場合は委任状を提出する事。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札参加にあたっては、入札日当日に入札金額見積内訳書を提出すること。
[落札者は、入札日当日に入札金額見積内訳書を提出すること。8(3)により随意契約による交渉を行う者も同様とする。]
- (5) 下記の各事項に該当する入札は無効とする。
 - ①入札に参加する資格のない者がした入札
 - ②次に掲げる入札書による入札
 - ア 入札者の押印がない入札書
 - イ 入札金額を訂正した入札書
 - ウ その他の記載事項を訂正した場合、その箇所に押印のない入札書によるもの
 - エ 押印された印影が明らかでない入札書
 - オ 記載すべき事項の記入がない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
 - ③郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ④不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ⑤入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑥その他公告に示す事項に反した者がした入札
- (8) その他
 - ①公正に入札執行が出来ない状態に陥った場合、入札を執行しないことがある。
 - ②一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

③入札は当法人の理事、監事及び評議員の立ち会いによるものとする。

④入札参加者が1者である場合も、入札を取り行う。

8、落札者の決定

(1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

(2) 落札者がいない場合、最低価格で入札した者に随意契約の意思があるときは、次の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする（最低限価格で入札した者に随意契約の意思がないときは、順次、次に低い価格で入札した者を対象とする）。

なお、随意契約の交渉に当たっては、見積書を提出することとし、その見積書が予定価格の範囲内であり、随意契約の相手として理事会の承認が得られた場合のみ契約を行うものとする。

①契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること

②交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと

③入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと

④ 契約額が確定した場合はその内容を書面にし、事業者及び業者が署名捺印をすること

(3) 落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする（くじ引きの方法は棒引きとする）。

9、契約方法等

(1) 契約の履行については、発注者及び工事監理者の指示に従うこと。

(2) 一括下請契約を行わないこと。

(3) 契約の締結は、当法人の理事会での承認を受けた後とする。

(4) 請負代金の支払い時期に関しては、落札後、協議により決定する。

10、設計・監理者

株式会社まちづくり設計舎 担当者：長澤 英樹

〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 703-6

TEL：043-310-7953 FAX：043-310-9751

メール：info@comm-design.jp

※問い合わせ時間は、9時から17時とまでとする。（土日祭日を除く）